



# 償却資産税の基礎知識

固定資産税は、前回ご確認した土地・家屋のほか、償却資産(事業用資産)についても課税されます。償却資産も土地・家屋と同じく、賦課課税方式により市区町村が納税額を計算し通知をします。市区町村は、土地・家屋の取得については登記簿謄本などにより把握することができますが、償却資産についてはその所有を明らかにする方法がありません。そこで、償却資産については、納税者が申告を行うことにより市区町村はその所有を把握し、納税額を計算し通知しています。では、どの資産につき申告が必要となるのかを中心に、償却資産について確認したいと思います。

## 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業のために使用している資産で、法人税や所得税の所得の計算時、減価償却費が損金や経費となる資産をいいます。

概ね建物以外の減価償却を行っている資産と考えて頂ければよいのですが、次の資産についても申告が必要となりますのでご注意ください。

- 事業に使用することができる簿外資産として取り扱われている資産
- 建設仮勘定として経理しているような資産で、その全部又は一部について既に使用することが可能である資産
- 減価償却済みとなっている資産で、事業のために使用できる状態にある資産
- 赤字決算等により、減価償却を行っていない資産
- 一時的に使用していない、あるいはまだ稼働していない資産で、使用できる状態にある資産
- リース資産、割賦販売により購入した資産、貸付資産(使用者が申告します。)
- 観賞用生物や、装飾目的の書画骨董品等
- 構築物、建物附属設備で建物とは独立した設備等、及び賃借人がその建物に施工した内装等

※申告の対象とならない資産

- ・ 無形固定資産・繰延資産
- ・ (軽)自動車税の課税対象となる資産(社内で使用するような、軽自動車税の対象となっていないフォークリフト等は申告が必要です。)
- ・ 時の経過により、価値が減少しない資産

## ◎資産の種類別具体例

資産の種類		主なもの
構築物	構築物	舗装、門、フェンス、宣伝塔、庭園、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	建物から独立した設備等 賃借人がその建物に施工した内装等
機械及び装置		クレーン、冷凍機、発電機設備、印刷機械、物品の製造・加工・修理に使用する機械及び設備、コンペアー等の運搬設備、機械式駐車設備、食品加工設備等
船舶		一般船舶、貨物船、ヨット、モーターボート等
航空機		飛行機、ヘリコプター、飛行船等
車両及び運搬具		大型特殊自動車、構内運搬車(自動車税の課税対象となるものを除く。)等
工具、器具及び備品		検査工具、電気機器、電話・通信設備、応接セット、ロッカー、レジスター、陳列棚、テレビ、ルームエアコン、パソコン、サーバー、プリンタ、カーテン、机、椅子、自動販売機、冷蔵(凍)庫等

## ◎家屋と区別して償却資産となる主なもの

施設	償却資産となるもの
電灯照明設備	家屋と分離している屋外照明設備等
電話設備	電話機、交換機等
インターホン設備 ITV設備	インターホン器具、 受像機(テレビ)、カメラ、 マイクロホン等
火災報知設備	屋外の装置(配線を含む)
ガス設備、給排水設備	屋外設備、引込工事等
冷暖房設備	壁掛型ルームエアコンディ ションー他
厨房設備、洗濯設備	旅館、百貨店等の接客の求め に応じるサービス設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、 生産ライン用リフト
簡易間仕切り	床から天井に達しない程度の もの
その他の主な設備	LAN設備、広告塔、 メールボックス、カーテン

※エレベーター設備、エスカレーター設備、リフトは家屋に含めます。

また、法人税や所得税において選択している償却方法により申告が必要な資産と不要な資産とありますので、以下の一覧にてご確認ください。

○=申告が必要 ×=申告は不要

償却方法	取得価額		
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
中小企業者の 特例	○	○	○
3年一括償却	×	×	
少額資産	×		

※使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満であっても、減価償却をしている資産については、申告が必要です。

## 賦課期日、申告書の提出先と提出期限

償却資産は、家屋・建物と同様に、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している個人や法人に課税されます。申告書の提出先は、その資産が所在している市区町村の役場となります。また、提出期限は毎年1月31日までです。

## 評価と計算方法

償却資産は、定率法により減価償却を行い各資産の評価額を計算します。前年中の新規取得資産については、半年償却となります。評価額が決定されると償却資産課税台帳に登録され、各資産の台帳に登録された価額を合算したもの(課税標準額)に税率を乗じて計算します。

$$\text{税額(100円未満切捨て)} = \frac{\text{課税標準額(1,000円未満切捨て)} \times \text{税率}(1.4/100)}$$

※課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要となります。

## 注意点

児童福祉施設や、介護などの包括的支援事業に使用される資産については、非課税となる場合があります。

また、共同利用に供する機械及び装置や、有害物質の排出や飛散を抑制する施設等、一定の要件を満たす償却資産については、固定資産税が軽減する特例もあります。

詳しくは、償却資産が所在する市区町村の役場にお尋ねください。

### 執筆者紹介



TOMA税理士法人  
事業財産承継部  
事業承継コンサルタント  
**野田 美沙子**

TOMAコンサルタンツグループは、企業を「明るく・元気・前向き」にする専門家集団として、お客様の幅広い経営課題に対し、「お客様を守り抜く」というゆるぎない決意を持って、ワンストップでお応えできる体制を整えております。

事業財産承継部では、高度な専門性を有するコンサルタントが、相続対策や事業承継などあらゆるニーズにお応え致します。お手伝いできることがございましたら、是非一度お気軽にご相談ください。お役立ち情報満載ホームページ <http://www.toma.co.jp>

### NEWS

☆税務調査対策セミナー

開催日：2014年8月20日(水) 15:00～17:00

☆中期経営行動計画策定セミナー

開催日：2014年8月27日(水) 13:00～18:00

無料相談も承ります。お気軽にお問い合わせください。

**TEL03-6266-2555**